

第 5770 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月 8日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成28年10月～12月の裁決事例

Q：平成28年10月から12月の裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容のものがあつたのですか？

A：次のような内容のものがありました。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から平成28年10月から12月の裁決事例が公表されました。

所得税法関係が4件、法人税法が1件、相続税法が3件、消費税法関係が1件の全9件でした。主なものには、次のようなものがありました。

【所得税法関係】

飲食店事業(本件事業)に係る営業許可及び各契約等が請求人自身の名義により行われていましたが、本件事業を支配管理し、その収益を享受している者は請求人ではないので、本件事業に係る所得は請求人には帰属しないとしました。

【相続税法関係】

青地(旧水路)により分断されている2つの土地について、①青地は全て埋め立てられており、水路としての機能を失っていたこと、②青地部分の土地を含めて一体の畑として耕作されていたこと、③青地部分の土地を一体の生産緑地地区に定める都市計画を決定していたことなどの各事実が認められることから、1つの評価単位として取り扱うのが相当であると判断しました。

